住所　愛知県豊田市上郷町３丁目11番地10
禹佳美　昭和46年６月16日生
住所　名古屋市天白区久方１丁目149番地
金弘恵　昭和49年７月22日生
住所　名古屋市熱田区切戸町１丁目55番地
愼年勝　昭和22年10月10日生
姜惠子　昭和27年11月18日生
愼峰加　昭和49年10月17日生
愼眞美　昭和53年１月３日生
愼千晴　昭和57年５月６日生
住所　名古屋市熱田区切戸町１丁目55番地
愼幸広　昭和55年６月14日生
住所　名古屋市南区堤町５丁目７番地
文定男　昭和18年２月23日生
李美連　昭和23年３月10日生
文史津　昭和49年11月20日生
住所　名古屋市中村区若宮町３丁目８番地
韓英樹　昭和37年９月25日生
住所　名古屋市千種区新池町４丁目74番地
鄭克美　昭和34年３月９日生
羅弥沙　昭和59年８月７日生
羅哲和　昭和61年５月４日生
住所　東京都江戸川区東葛西５丁目19番３号
金聖姫　昭和42年３月６日生
金夏實　平成元年７月17日生
金見司　平成２年11月26日生
住所　大阪市鶴見区鶴見２丁目11番10号
權將輝　昭和58年11月19日生
住所　大阪市住吉区我孫子５丁目11番21号
姜友恵　昭和53年10月６日生
住所　大阪府藤井寺市川北２丁目４番25号
鄭榮子　昭和35年３月25日生
住所　兵庫県西宮市青木町13番18号
朴千惠子　昭和36年１月７日生
住所　兵庫県西宮市青木町14番30号
秋隆也　昭和37年10月25日生
姜美千枝　昭和15年10月４日生
住所　兵庫県西宮市今津曙町６番３号
文智愛　昭和46年12月16日生
住所　兵庫県川西市向陽台３丁目３番地76
金鍾局　昭和40年８月３日生
李美千緒　昭和43年３月１日生
金和永　平成９年１月12日生
住所　千葉県松戸市松戸2209番地
金成美　昭和39年１月９日生
住所　東京都板橋区成増１丁目27番13号
金勝奎　昭和48年３月24日生
住所　東京都豊島区西池袋５丁目５番21－3503号
十照實　昭和40年３月13日生
金靖玉　昭和47年２月８日生
十澁奈　平成11年10月12日生
十沙朝　平成13年９月10日生
十菜菜　平成13年９月10日生

○農林水産省告示第千五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町新庄二三四号奥耳谷六から八まで、一五から一七まで、一九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

二三四号奥耳谷七、八、一五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町富永字岩本五五二の一、六九六、六九七、六九七の一、六九八の一、六九九の一、多気郡大台町久豆字西千丈谷八、九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩本五五二の一・六九六・六九七・六九九の一・字西千丈谷九〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町下仁柿字州ノ木一七七〇の一〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字州ノ木一七七〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市神川町神上字五郎瀬五一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県度会郡度会町田口字樋ノ谷一六七四、一六七八、一六八一、字上村一六八二、字猪ノ谷一六一二、一六一四から一六一七まで、一六二一から一六二三まで、字中谷一二七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋ノ谷一六七四・一六七八・一六八一・字上村一六八二・字猪ノ谷一六一四・一六一七・一六二一・一六二二・一六二三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）